

令和8年（2026年）4月28日

職員の処分について

- 1 被処分者 東区役所 参事（男性・43歳）
- 2 処分内容 減給10分の1 6月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和8年（2026年）4月28日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和8年2月20日、体調不良のため所属に連絡して仕事を休んだが、年次有給休暇の残数不足や、医療機関未受診により病気休暇が取得できなかったため、結果として同日14時30分から17時15分までの2時間45分、正当な理由なく勤務を欠いたもの。
なお、被処分者は、令和6年2月8日から同月15日までの間、正当な理由なく無断で5日間の勤務を欠いたことにより同年5月31日に減給10分の1 3月の懲戒処分を受けたにも関わらず、再度このような事案を発生させたもの。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（1）欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

【参考②】令和8年度の処分状況（令和8年4月28日処分を含む）

2件 2人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

副課長 藤田 健（ふじた けん）

電話：096-328-2149